

## 契約にかかる不正防止のための遵守事項について

契約にかかる不正防止に向け、次に掲げる事項を定め、これを遵守するものとする。

- 1 議員としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 区が行う請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- 3 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品等の授受をしないこと。
- 4 区職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。